

Tax & Business News

Tax, accounting, advisory and assurance newsletter December 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS

www.pwc.com/cz

If you are interested in receiving Tax & Business News, please contact Markéta Veberová, marketa.veberova@cz.pwc.com, +420 251 151 835.

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

PwC チェコ事務所では定期的に税務・会計・ビジネスの最新情報をまとめた「Tax & Business News」「Tax Flash」を発行しております。以下は 12 月号日本語版です。よろしくご検取ください。英語版、チェコ語版の全文は、弊社 Web サイト (<http://www.pwc.com/cz/en/tax-and-business-news-2009/index.jhtml>) でご参照いただけます。また、ドイツ語版をご要望の場合は別途ご連絡をお願いいたします。

本年も、弊社では、世界銀行と協力し、「Paying Tax」と題する調査報告書を作成しました。この報告書は世界 183 カ国の租税管理、申告・納税に際しての企業の業務負担等を比較調査したものです。チェコはこの 1 年間に電子申告の導入を初めとする各種改善策を講じましたが、未だ多くの欧州所在国に遅れをとっているとの結果となっております。租税負担および法令順守に要する費用は、投資国選定に際して、一つの判断基準となります。チェコ政府の税制改革へのさらなる取組みが期待されます。

“Paying Tax”は、www.pwc.cz/paytaxに掲載しておりますので、是非ご参照ください。

掲載記事につきましてご興味ございましたら、野村までお問い合わせいただきますと幸いに存じます。

敬具

中東欧日本企業部

野村 雅士

msashi.nomura@cz.pwc.com

+420 251152 280

経済犯罪に関する調査レポート ～職場でのプレッシャー増大により不正行為が急速に増加～

弊社では 2007 年に続き、本年も経済犯罪に関する調査を実施いたしました。当該調査はチェコ企業 80 社を含む 54 カ国、3000 社を対象に実施されたものです。

高い目標や財務数値を達成しなければならない、あるいは失業不安といった職場でのプレッシャー増大の結果として不正行為の発生動向は劇的に変化しています。不正を発見した企業の半数は、資金調達・貸付を中心とした会計関連の不正行為を経験しています。会計関連の不正は 2007 年調査時の 12%から大幅に増加し、38%となっています。この増加は、昨今の不況と人員の減少による管理監督の弱体化、目標達成プレッシャーの増大が主要因と考えられます。

チェコ企業についての主な調査結果は以下の通りです。

- ・ 24%の企業が過去 12 カ月に経済犯罪を経験したと回答しています。CEE 平均 34%、世界平均 30%と比較すると低い数値となっておりますが、偶然あるいは内外からの通告(体系的な内部告発制度以外)によって発見された不正行為の割合は 55%となっており、CEE 平均の 32%、世界平均の 40%を大きく上回っております。チェコ企業が不正発見を偶然に依存しており、多くの不正行為が発見されていないことを示唆するものです。
- ・ 「失業の不安を抱えている:58%」「競合他社は商売獲得のために賄賂を支払っていると思う:33%」という数値は、昨今の不況下、不正行為へつながる職場でのプレッシャー増大を端的に示しています。また、「他人がやっているということは自分もやってもよいということだ」と答えた人の割合は 60%(CEE 平均は 58%)となっており、世界平均の 35%を大きく上回っており、チェコ人を特徴付けるものです。
- ・ 会計関連の不正行為の中で、チェコにおいて最も多いのは、資産の着服(60%)となっています。

- ・ 贈収賄の割合は 30%と前回の 2007 年の調査時の 27%から微増しました。また、世界平均の 27%を上回っております。この種の不正行為は発見が容易ではないことから、実際の数値よりは低くでているものと見ております。
- ・ 不正行為による被害額は 25%増加しました。また、25%のチェコ企業が不正行為による間接的被害として従業員の士気の低下をあげています。過去 12 カ月に 10%の企業が不正行為によって 100 万ドル以上の損害を被っています。
- ・ 企業内部での不正に関しては、低職位の従業員によるものが 70%を占め、CEE 平均 41%、世界平均 42%を大きく上回っております。不正を行った職員への対処としては、解雇が 80%ともっとも多くなっております。
- ・ 45%の不正行為に外部団体が関与しており、代理店・仲介業者によるものが 56%、顧客によるものが 33%を占めております。
- ・ 74%の企業が過去 12 カ月に不正監査の頻度を変更していないと回答しています。また 30%の企業は不正監査を全く実施していませんでした。

弊社には、フォレンジックと呼ばれる経済犯罪の発見防止をサポートする専門チームがございます。駐在員の減少等により、管理監督体制の維持・再構築が経営課題となるような場合、お問い合わせいただきますと幸いです。

2007 年 1~6 月に支払われた社会保障費

先般、地方裁判所により、2007 年 1~6 月に支払われた社会保障費について、雇用者は還付請求の権利を有するとの判決が下されました。この判決は、当該期間には、法律に社会保障費算定基礎額に関する明確な定義がなく、2009 年 3 月発行の政府通達 No. 39/2007 Coll., にて、定義が後付けされた経緯が考慮されたものです。本件は、最高行政裁判所にて審議が継続されますので、今、還付請求を行ったとしても、すぐに還付される可能性は低いと見られています。ご興味ございましたら個別にお問い合わせください。

前払い金の付加価値税率

2010 年 1 月より付加価値税率が引き上げられます。改正付加価値税法の移行措置条項について、2010 年 1 月以降の取引に関して、2009 年中に受領する前受け金への適用税率の解釈が分かれております。弊社専門家は、納税義務は代金受領日に発生するという一般原則を鑑みて、2009 年中に受領する前受金には現行税率(19%あるいは 9%)、2010 年以降に受領する前受金あるいは決済金については新税率(20%あるいは 10%)が適用されるとの正式見解が財務省より追って発表されるものと見ております。仕入付加価値税の控除(還付)が認められないあるいは制限されている場合には、年内に前払いを行うことで、増税によるコスト増を回避することが可能です。日系企業の皆様におかれましては、チェコ国内で生じた費用を、IHOL 契約やサービス契約を通じて日本本社にリチャージする際等に、控除(還付)不可能な付加価値税が生じている場合もあると思っておりますので、ご確認ください。



チェコ付加価値税グループ納税制度に欧州委員会が改正要求

11 月 20 日に欧州委員会はチェコを含む 8 カ国の EU 加盟国に対して正式に付加価値税グループ登録制度の改正を求めました。付加価値税グループ登録とは、一定の資本関係あるいは支配関係にあるチェコ国内の複数の VAT 納税者が単一のグループとして VAT 登録・納税を行う制度で、2009 年 1 月より実施が可能となりました。この制度の活用によりグループ内の企業間取引は VAT の対象外となるなど一定のメリットがあります。欧州委員会はこれらの国が 2 カ月以内に改正に応じない場合は、欧州司法裁判所に提訴する構えです。チェコのグループ登録制度については、非課税対象者をグループに含めることができる点が、EU 付加価値税指令に準拠していないとの指摘を受けております。

欧州司法裁判所判決紹介

Case No. C-29/08 子会社株式売却関連費用に係わる仕入付加価値税還付

子会社株式売却関連費用にかかる仕入付加価値税の控除(還付)につき、以下の判決が下されました。

<ケース>

SKF社はオランダ所在の持株会社であるが、組織再編に際して、100%保有子会社の全株式およびかつて100%保有し持株比率が26.5%となっている関連会社の全保有株式を売却した。この持株会社は、両社に対して経営管理サービスを提供しており、サービス料は付加価値税の対象となっていた。株式売却に関する費用に対して付加価値税が発生している。

<判決要点>

- ・ 本件では、株式売却は、当該持株会社の経済活動の一部と看做されるので、株式売却関連費用に係わる仕入付加価値税の控除が認められる。
- ・ 当該取引は継続企業の譲渡と看做すことも可能であり、その場合、持分比率に応じて仕入付加価値税の控除が認められる。

この判決の意義は、株式譲渡の付加価値税法上の取り扱いについての見解がはじめて示されたことにあります。この判決の前までは、BLP社のケースにおいて、株式売却に直接関連する仕入付加価値税は控除不可との見解が示されたのみでした。当判決により、株式譲渡の付加価値税法上の取扱について、以下の2つの可能性が示されました。

- (1) 付加価値税法上の免税取引: 売却が売主の経済活動に直接的に関連する場合は、売却関連費用にかかる仕入付加価値税の控除が可能
- (2) 継続企業の譲渡(付加価値税法の範疇外取引): 売却費用にかかる仕入付加価値税は持分相当分を控除可能